

明治初期金本位制の性格

——造幣寮の新貨条例改正案の分析を中心に——

福田 真人

はじめに

本稿の課題は大隈文書所収の造幣寮関係史料の分析を通じて、明治初期幣制改革期における金本位制の特質と金銀複本位制への移行を分析することにある。

明治初期の幣制については貨幣史の概説、大蔵省・造幣寮などの団体史、岡田俊平の一連の研究などがある。本位制については新貨条例期の金本位制と実質的金銀複本位制の採用の二時点が画期として強調され、その性格が分析されてきた。例えば貨幣史の通説を記している『図録日本の貨幣七 近代幣制の成立』によれば、新貨条例時に採用された金本位制は一円銀を含み、「実質的には金銀複本位制に近かった」とされている。⁽¹⁾ そうした変則的な日本の金本位制は、通常銀本位制を採用している東洋諸国内では例外的な位置にあり、東洋における貿易通貨の採用のため金銀複本位制が採用されることとなったとされる。⁽²⁾

岡田俊平も新貨条例は「実質的には金銀複本位制の性格をもつ」⁽³⁾と評しているが、金銀複本位制の背景については急激な銀安と金貨流出が存在したことを指摘している。⁽⁴⁾

しかし意外なことに、既存の研究では明治初期の金本位制の性格やそれに対する具体的動向については実証的に明らかにされてこなかった。金銀複本位制へと移行するという結果が分かっている故に、新貨条例における金本位制は金銀複本位制を準備する制度という評価がされてきたのである。しかしこの評価は結果論に過ぎ、明治初期の日本が意図的に採用した金本位制の特質が十分に分析されてきたとは言えない。同時に金本位制から金銀複本位制への移行過程も一方向的なものと考えられており、本稿で分析するような厳格な金本位制採用の構想は見落とされてきた。金本位制が採用された明治四年（一八七二）⁽⁵⁾ から、一円銀の国内流通が認められ金銀複本位制が採用された明治十一年（一八七八）までの約七年間には本位制に関わる大きな変化が内在されていたというのが本稿の主張である。

表1 明治前期造幣局長官一覧

任命時期	役職	人物
明治2年2月24日	造幣局知事	下山尚
明治2年3月13日	造幣局知事	井田讓
明治2年3月14日	造幣局判事	久世喜弘
明治2年8月18日	造幣頭	井上馨
明治2年10月10日	造幣頭	井上勝
明治3年5月3日	造幣頭	井上馨
明治3年9月27日	造幣権頭	馬渡俊邁
明治3年11月12日	造幣頭	馬渡俊邁
明治3年11月	造幣権頭	遠藤謹助
明治4年8月5日	造幣頭	伊藤博文
明治4年8月6日	造幣権頭	馬渡俊邁
明治5年2月	造幣頭	井上馨
明治5年4月8日	造幣権頭	益田孝
明治6年6月30日	造幣権頭	遠藤謹助
明治6年7月12日	造幣寮四等出仕	長谷川方省
明治7年7月27日	造幣権頭	石丸安世
明治10年1月11日	造幣局長	石丸安世
明治13年3月16日	造幣局副長	大野直輔
明治14年11月11日	造幣局長	大野直輔
明治14年11月16日	造幣局長	遠藤謹助
明治17年5月21日	造幣局長	遠藤謹助
明治19年5月12日	造幣局技監 造幣局事務長	遠藤謹助
明治19年5月13日	造幣局事務次長	長谷川為治
明治20年12月24日	造幣局長	遠藤謹助
明治20年12月25日	造幣局次長	長谷川為治

〔出所〕大蔵省造幣局『造幣局沿革誌』、1921年、59-60頁

なお本稿では史料の伝来や様式についても留意して分析する。史料の内容だけではなく性格にも配慮することで、史料の理解をより深めることができると期待される。詳しくは後述するが、特に本稿の分析の中心となる造幣寮の新貨条例・造幣規則案に対しては、先行研究の年代比定に疑問があり、これを伝来や様式などの側面も活用して修正することによって、史料の位置づけを修正しその意義を再評価することを目指す。

先行研究で初期金本位制の具体的状況が判明しなかったのは、明治初期の本位制について論じた史料が乏しく、具体的状況が判然としなかったことがある。本稿では、当該期の造幣を担った造幣寮の意図を分析することで、この課題を克服し、新貨条例の金本位制とその移行について分析を加える。なお新貨条例成立後の造幣寮の貨幣制度についての構想は、先行研究ではほとんど明らかになっておらず、造幣寮の見解を分析しているという点においても本研究の意義がある。

分析の対象となるのは主に早稲田大学図書館に所蔵されている大隈重信関係文書（以下、「大隈文書」と呼称する）である。大隈文書は私文書ではあるが、明治初期の貨幣政策・金融政策関連の公文書が大量に残されており、本稿の課題を明らかにする上では非常に優れた文書群である。

本稿は以下の四節から成る。まず第一節では、本位制を中心とする明治初期幣制と造幣寮について概観する。次いで第二節において、大隈文書に所収されている造幣寮の新貨条例・造幣規則案について伝来や様式、及び関連史料を検討することによってその性格について考察する。そして第三節では造幣寮案の内容面に対する考察を行う。正規の法令であった新貨条例・造幣規則と造幣寮案の差異に留意しながら、厳格な金本位制を志向した内容について論じる。最後に第四節では、当時の政治状況や前後の経緯の分析、理論的考察などを行うことによつて、造幣寮案の意義と挫折の背景を明らかにする。

一、近代初期幣制と造幣

本節では本論に入る前提として、本位制を中心に明治初期幣制について概観しておく。

幕末の幣制は開港に伴い万延の改鑄に代表されるように急速な構造変化を強いられることとなり、明治初年の貨幣制度は多数の貨幣が流通する極めて複雑なものとなっていた。さらに由利財政の下、太政官札という不換紙幣が大量に発行され、近世的な貨幣制度は変化を余儀なくされていた。こうした貨幣制度を統一し安定させることは明治政府にとっても重要な課題であった。欧米列強も貿易のために貨幣制度の整備を重視したため、賈金問題は明治初期の外交問題となり、大隈重信が貨幣問題への対応を主導することとなった。⁽⁶⁾

明治政府は新貨幣を円形とすることとし、また貨幣単位として「円・銭・厘」の十進法の採用を決定した。さらに、貨幣制度安定のためには品位の安定した貨幣が不可欠であったため、西洋機械を輸入して貨幣鑄造技術の導入が図られた。このために設立されたのが造幣寮である。

長崎では元治元年（一八六四）の時点で、香港から鑄造機械を輸入する長崎奉行所の計画が存在していた。⁽⁷⁾その後新政府によっても機械輸入が計画され、明治元年（一八六八）八月下旬には購入した香港のイギリス造幣機械が日本に到着した。大阪府川崎村で行われた造幣局設営工事は手間取ったものの、明治三年（一八七二）八月にはほぼ完了した。こうして明治四年（一八七二）二月一五日に造幣寮創業式が開催され、貨幣鑄造が本格化していった。

政治制度の面からは、明治二年（一八六九）二月五日には太政官中に造幣局が設置され、同年七月八日には大蔵省所属の造幣寮となる。造幣寮はお雇い外国人が多数存在したのがその重要な特徴であった。特に元香港造幣局長キンドルは明治初期の日本幣制に重要な役割を果たしたことで知られている。

こうした諸改革において極めて重要な問題は本位制の決定であった。この点については大隈重信・井上馨・伊藤博文らを中心に、金貨を補助貨としメキシコ・ドルを基準とする銀本位制の採用が検討された。この案に東洋銀行のロベルトソンやキンドルは同意し、金銀複本位制を採用するべきではないと主張した。⁽⁹⁾こうして銀本位制に基づく新貨幣の草案が明治四年（一八七二）一月段階で太政官に上申された。⁽¹⁰⁾

しかしここで事態が急変する。貨幣・金融制度調査のために渡米していた伊藤博文は、当時の欧米諸国の金本位制採用の潮流を知り、米國から金本位制採用を建議した。⁽¹¹⁾これを受けて大蔵省内では金銀複本位制が検討され、最終的に明治四年（一八七二）四月二日には金本位制の方針に改められた。⁽¹²⁾

その結果明治政府は明治四年（一八七二）五月一〇日に新貨幣条例（布告第二六七号）及び、造幣規則（布告第二六八号）を発する。特に新貨幣条例は明治三十年（一八九七）一〇月の貨幣法成立に至るまで、修正を加えながらも、基本的には継続する重要な法令である。これらは旧来の混乱した幣制を安定させるため、「円・銭・厘」の近代的な十進法に価値尺度を改め、金本位制に立脚する貨幣制度の成立を志向したものであった。

しかしこの金本位制は一円銀という例外的貨幣を内包していた。一円銀は名前の通り一円の価値を持つ銀貨であるが、それ自体が本位貨

表2 新貨条例・造幣規則の主な推移

明治4年1月頃	銀本位制に基づく新貨条例草案作成
明治4年5月10日	新貨条例・造幣規則布告
明治5年11月14日	銀貨の銀含有量の増加を布告
明治6年5月頃	造幣寮内で新貨条例・造幣規則改正案作成
明治6年12月19日	外国人への支払いを金貨から一円銀で行うように造幣規則改正
明治7年2月17日	地金受取禁止期間を定め、造幣規則を改正
明治8年2月28日	一円銀の銀含有量の増加させ貿易銀と改称
明治8年6月25日	新貨条例を貨幣条例と改称
明治11年5月27日	一円銀の無制限通用を許可、金銀複本位制を採用

〔出所〕 本文を参照

は例外的な位置にあり、東洋における貿易通貨の採用のため金銀複本位制が採用されることとなったとされている。明治十一年（一八七八）五月二七日の布告によって、これまで開港場に流通が限定されていた一円銀に無制限通用が認められ、法的には金銀複本位制が採用されたのである。

幣のように一円の価値基準単位となつていよう点で、通常の補助貨幣とは異なっている。新貨条例では一円銀は貿易専用通貨として鑄造され、国内での流通は開港場に限定された。こうした通用制限が存在したため、一円銀は本位貨幣とは認められず、新貨条例は原則金本位制を採用したと評価されるのである。しかし先述したように、通説的には日本の金本位制は、通常銀本位制を採用している東洋諸国内で

二・造幣寮の「改正新貨条例草案」の位置

大隈文書には「改正新貨条例草案」と表紙に記された簿冊（A一七二五、以下「草案」と呼称する）が含まれており、この史料の分析が本稿の主眼となる。まず草案の性格を分析しよう。

草案は古典籍データベースの画像ファイルが二四頁に及ぶ長大なものである。大別すれば前文・新貨幣例目・付表・通用制限・造幣規則の五つから構成され、基本的には新貨条例・造幣規則と同様の構造をしている。付表を除く部分は造幣寮罫紙に記述されており、付表は白紙に記されている。造幣寮罫紙は通常造幣寮内で作成されたため、草案は造幣寮内で作成されたものと推定される。

草案については岡田俊平が大隈文書の解題の中で触れている^{〔4〕}。岡田は草案を新貨条例の草案と推定しつつ、造幣寮罫紙が利用されていない付表部分について、明治五年（一八七二）十一月一四日に公布された「新金銀貨中寸法量目の改正」（詳しくは後述）後の純銀量が記されているため、草案を「二種の資料が綴合されたもの」と推察している。しかし造幣寮罫紙が利用されていない部分は図表が中心の部分であるため、罫紙を利用していないことはむしろ当然である。付表部分前後の罫紙が同一と見られる上、後述するように付表部分と罫紙部分の内容面に整合性があることを勘案しても、本稿では草案はまともな一点の史料であると推定している。

同時に重要な問題となるのは草案の作成時期の推定である。岡田によれば罫紙部分以外は新貨条例成立前に書かれ、罫紙部分は明治五年（一八七二）十一月一四日以降に作成されたことになる。岡田が草案

を新貨条例の草案と推定した根拠はおそらく草案中に明治四年（一八七二）五月という表現が存在するためだと考えられる。

法令の基本的な理念について論じている前文においては、表記のゆれ⁽¹⁵⁾はあるものの、草案と新貨条例はほぼ完全に一致している。ここで注目されるのは、「明治四年辛未五月」という年代表記についても両者は一致している点である。こうした表記が岡田の判断の根拠となつたと推察される。

しかしこの表記から必ずしも草案の野紙部分が明治四年（一八七二）五月に作成されたとは限らないというのが本稿の主張である。以下では法令（及びその草案）を三例分析し、こういった表記が必ずしも史料の作成年代を意味しないことを確認したい。

まず分析するのは新貨条例の草案である。大蔵省は明治四年（一八七二）一月に銀本位制に基づく新貨条例草案を太政官に伺っている。従つてこの草案は遅くとも明治四年（一八七二）一月までには作成されてははずである。しかし草案内では「辛未（明治四年）引用者註）二月」という表現がなされている。新貨条例の布告を明治四年（一八七二）二月に行うという予想のもと作成されたためこうした表記が行われたと推定される。つまり将来の予想によつて未来の時点を草案に記録することは当時行われる可能性が少なくないのである。

次に確認するのは郵便規則である。郵便規則は近代の郵便の基本法と呼ぶべき重要な法令で、極めて長大な構成をしている。本稿において重視すべきは、郵便規則は新貨条例改正案と類似の構造を持つている点である。本稿で主に分析するのは、明治六年（一八七三）一二月一七月の第四一一号布告⁽¹⁷⁾であり、ここでは郵便規則の規則及び罰則の不十分さを改めるため、明治七年（一八七二）以降の郵便規則の改正

案を定めている。当時郵便は大蔵省の管轄業務であり、本改正は大蔵卿大隈重信が太政官に伺う形で改正がなされた。

郵便規則改正の内容を確認すると、郵便規則の前文が所収されており、この末尾に年月が記されているが、これは新貨条例と同様の構造である。年月は明治五年（一八七二）三月となつていて、布告された年月とは異なつている。これは明治五年三月の郵便規則改正以来の表現を踏襲したとみられる⁽¹⁸⁾。このように旧法の改正の場合法令内の年月日は改正前のものを採用する場合が存在する。つまり法改正の場合、過去の時点が草案に記されている可能性は高かつたと思われる。

類似の事例として貨幣条例を挙げることができる。貨幣条例は新貨条例を改正・改称したもので、明治八年（一八七五）六月二五日の第一〇八号布告⁽¹⁹⁾となつている。改称の理由は端的にいえば、新貨条例以降に鑄造された諸貨幣はもはや「新貨」ではなく「貨幣」と呼ぶべきであると考へられたことにある⁽²⁰⁾。内容的には、「新貨幣例目」を「貨幣例目」と改称した上で、貨幣例目中から旧貨幣との関係についての規定を削除した。その他、各貨幣の量目などの微修正があるが、総じて内容的に大幅な改正はない。

この貨幣条例では改称まで行なつているにもかかわらず、前文後の年月表記は明治四年（一八七二）五月のままであり、新貨条例と同一である。前文の内容も同一であり、このような改正の場合は年月表記の書き換えは、法令上の用語においては行われなかったのである。この事例も郵便条例と同様に、草案に記述されている年代が作成年代以前になつている可能性があることを示している。このように貨幣に限らず当時の法律改正の手続き上、草案の年代表記は作成年代とずれていることは珍しくなかつた。

表3 明治4年(1871)～8年(1875)における造幣寮の休日を除く地金受取中止期間

受入中止開始	受入再開	対象	理由
明治4年10月25日	不明	銀地金	機械破損
明治5年6月10日	明治5年10月20日	地金	鑄造能力超過、新機械落成まで中止
明治6年9月16日	明治6年11月30日	地金	不明
不明	明治7年3月16日	銀地金	不明
明治7年9月1日	明治7年11月15日	地金	造幣規則通り
明治8年6月16日	明治8年8月15日	地金	造幣規則通り

〔出所〕『貨政考要 法令編』(註24)、61・64・66・69・71・72・92・94頁

れる。例えば明治四年(一八七二)、大隈重信宛の井上馨書簡²¹⁾では以下のように指摘されている。過日差出し置候キントルより申立候造幣規則書、此者江御附与奉祈候。且亦千七百ミルカラニムの割合如草稿物も御手元江差出し候歎に

なお付言しておけば、草案の表題は「改正新貨条例」となっているため、草案は貨幣条例以前に作成された史料である可能性が高い。以上の実証から草案の年代表記が必ずしも作成年代と一致するとは限らないことを確認できた。新貨条例起草期から貨幣条例成立期頃まで草案が作成された可能性があることが示された。無論以上の実証は草案の作成年代を直接推定するものではなく、岡田の解釈の誤りを実証したわけでもない。より直接的な時期推定には詳細な草案の内容の分析や関連史料の分析が不可欠である。

そこで草案の伝来と時期推定を示す関連史料を以下では分析しよう。草案は大隈文書に所収されているが、公文書を大隈個人が管理することは珍しくなかったとみられるが、公文書を大隈個人が管理していることは珍しくなかったとみられる(引用者による推定)三月七日付の

相覚候間、双方共に御詮義被成下候而鳥渡拝借奉祈候。為其。匆々拝白。

ここではキンドルから差し出された「造幣規則書」を井上が大隈からちよつと拝借したいと願っている。つまり基本的にはキンドルの「造幣規則書」は大隈個人が管理していた。この事実から造幣関係の公文書、特に草案のように造幣寮から大蔵省に提出されたとみられる公文書を、大隈個人が管理し、結果としてそういった公文書が大隈文書内に伝来した可能性が高い。大隈は大蔵省内の有力者である上、特に明治四年(一八七二)頃には新貨条例・造幣規則について諸外国との交渉を担当していた。例えば明治四年五月七日の大蔵省による太政官宛上申²²⁾では、以下のように述べられている。

造幣ノ儀ニ付、兼テ伺済ノ趣(金本位制採用願ひ―引用者註)ヲ以、此程大隈参議横浜表出張ノ上、各国公使へ談判を遂ケ、最前相伺候規則書共外(銀本位制的内容のことと思われる―引用者註)取捨致シ、別紙(新貨条例―引用者註)ノ通決定イタシ候

ここから大隈が横浜で各国公使と貨幣制度について交渉していたことを知ることができる。このような諸外国との交渉のためにも造幣関係の公文書管理の必要性は高く、「造幣規則書」は大隈の下で管理されていたとみられる。

以上のように一般的に造幣関係の文書が大隈個人に残される傾向があったことが確認された。これを前提に草案の性格の推定のために最も重要な史料を以下では検討しよう。その対象となるのは、大隈文書内に所収されている「新貨条例改正並計算方法伝習申課書」(A一七三七、以下「申課書」と呼称する)である。

申課書は三種の史料が合綴されたものである。二番目の史料は造幣

表4 一円銀貨鑄造高 (単位は円)

年代	一円銀	貿易銀
明治4年	2740245	
明治5年	944804	
明治6年		
明治7年	942006	
明治8年上半期	139323	38351
明治8年度		124417
明治9年度		2424574
明治10年度		436585
明治11年度	1878984	32711
明治12年度	3306181	

〔出所〕前掲『造幣局沿革誌』、127頁

権頭益田孝が大蔵本省の井上馨大蔵大輔（当時造幣頭を兼任）及び洪澤栄一に宛てた新貨条例改正についての伺書であり、第三の史料は造幣寮の益田孝・三島為嗣が大蔵本省の大隈重信事務総裁に宛てた計算方法についての伺書である。一番目の史料は二通の伺書に対する大蔵省での決済を記している。用紙は一番目からそれぞれ大蔵省野紙、造幣寮野紙、普通の和紙となっている。同様に日付は一番目からそれぞれ「五月二九日」、「六年五月九日」、「五月一日」となっている。本稿の議論にとって重要なのはこの内第一の史料と第二の史料である。まず造幣寮の新貨条例改正案を記した第二の史料を分析しよう。この案は造幣権頭益田孝の名前でも出されており、キンドルの同意を得ていたことも史料中に指摘があるため、造幣寮を代表する構想であると評価してよい。改正案の主張の骨子は貨幣・地金受取方法改正と一円銀廃止の二点である。この二点の主張は後述するように草案の内容と一致している。

貨幣・地金受取方法改正については造幣規則中には品位不明の地金・外国貨幣受取に関する第五条の規定があるが、英文規則と不整合になっていたという。造幣規則は外国金銀貨幣であつても、

試験の結果品位が不適當なものに対しては受取を拒否できることが定められているのに対し、英文規則の規定では受取の拒否が十分に規定されていなかった。さらに持ち込んだ貨幣の品位が不明であると外国人には納得させ難く、鉄屑を含んだ貨幣などの贋金などへの対処が十分にできなかった。この点を改正したいとしたのである。

一円銀廃止については明治五年（一八七二）に機械が破損し、それ以降一円銀の製造を中止しているが、それで問題がなかったため一円銀を廃止したいと申請書では指摘している。表四によれば明治六年に一円銀は鑄造されておらず、この指摘が事実であることを支持する。

表三から推察するに、少なくとも明治五年（一八七二）の六月以降、一円銀を製造していなかったと思われる。また別の大隈文書中の史料によれば、同年三月以降には一円銀の鑄造は停止されたとしている。

この理由は第一に当時補助貨幣が十分に供給されておらず、国内流動性に障害が生じることを懸念したことであり、第二に一円銀が「本位金貨ニ抵抗障礙アルヲ恐」れたからであった。

この建議に対する大蔵省の対応を示しているのが、申請書の第一の史料である。ここでは造幣権頭、すなわち益田孝から二通申請書が差し出され、特に新貨条例草案は総裁、すなわち大隈重信の下へ伝えられていたことが指摘されている。この建議に朱書でコメントした陸奥宗光は地金・貨幣受取規則の改正に同意し、また、一円銀の廃止については「総裁之決ニ寄り処分すべし」と記している。このように申請書と「新貨条例草案」は明治六年（一八七三）五月下旬に大蔵省、さらには大隈重信の下に伝達されたとみられる。

ここで記されている「新貨条例草案」が草案であるというのが本稿の岡田と異なる推定である。実証は後述となるが、内容面からの年代

推定からも矛盾しない上、端的にいつて草案と申謀書の内容が一致していることは決定的である。すなわち草案は明治六年（一八七三）五月頃に造幣寮で作成されたと推定されるのである。そして大蔵省へ提出された草案は、さらに当時珍しくなかったと思われるが大隈個人へと伝えられ、結果的に大隈文書に残存することになった。

しかしこの草案が結果的に法案として実現された形跡はなく、「公文録」から見る限り大蔵省から太政官に伺った形跡すらない。従って造幣寮の新貨条例・造幣規則変更案は大蔵省内で廃案にされたと考えられる。

三・造幣寮の「改正新貨条例草案」の内容

本稿では草案の内容について、実際の新貨条例・造幣規則との異同を中心に以下で分析を加える。

まず新貨幣例目については、草案は全四条、新貨条例は全五条となっている。草案には見られないのは以下の部分である。

- 一、新貨幣ト在来通用貨幣トノ価格ハ一円ヲ以テ一兩即チ永一貫文ニ充ツベシ。故ニ五十錢ハ二分即チ永五百文、十錢ハ一兩ノ十分一即チ永百文、一錢ハ一兩ノ百分一即チ永十文、一厘ハ一兩ノ千分一即チ永一文ト相当ルベシ。

但シ二十円十円二十錢五錢半錢モ皆同様ノ割合タルベシ。

すなわち新貨幣と旧貨幣の対応部分が草案では見られない。これは先述した明治八年（一八七五）六月の貨幣条例で削除された部分と同じである。貨幣条例では、当該部分は新貨幣の充足と共に必要性がなくなり、削除されている。

さらに「厘ヨリ以下ハ別ニ鑄造ノ貨幣ナシト雖トモ、若シ計算ヲ要スレバ毛糸忽微纖ヲ以テ微少ノ数ヲ算スベシ。」（新貨条例、なお貨幣条例でも変更されていない）から「厘より以下は別に鑄造の貨幣なれば、諸計算上都て厘位に止め四捨五入たるべし」（草案）と表記が変更されている。ここからも一厘以下の旧貨幣による取引を想定する新貨条例と新貨の使用のみを想定する草案という違いを指摘することができる。現実には一厘以下の鉄銭などの貨幣が存在したが、新貨条例上はそういった貨幣は存在せず、統一性の担保の必要性から使用すべきでもない。ゆえに現実の状況を勘案している新貨条例と統一性のある新貨幣体系の理念を強く打ち出している草案という差異を見出すことができる。

前者の変更もおそらく新貨幣の充足というよりは、旧貨幣の価値基準化や流通を含意しないが故に削除された可能性が高いように思われる。以上の違いからは新貨幣による理念的な貨幣体系を重視する草案と現実に旧貨幣との連続性を重視する新貨条例という特徴を見出すことができる。

付表部分については以下の二点が重要である。

第一に「明治五年十一月改正ノ公布アリシ分ナリ」と注記がある銀貨の銀含有量が、新貨条例時の銀含有量と併記されている点である。

ここから岡田が付表部分の作成年代が別であると推定している。これは明治五年（一八七二）十一月四日に公布された「新金銀貨中寸法量目の改正²⁴」を指しているが、この草案がこれ以降に起草されたという解釈を支持している。この改鑄²⁵では、技術的に貨幣の磨耗を防ぐため直径を削減し、厚さを増すように新貨幣の形状を変更することとした。特に補助銀貨については銀含有量を増加することを決定した。こ

の背景には新補助銀貨の銀の含有量が少なく銀貨の改鑄利益が大きすぎる見込みになっていたことが挙げられる。鑄造高が少ないうちに、貨幣の信用のため銀の含有量を増加させることにしたのである。

他方明治八年（一八七五）二月二十八日に実施された銀貨の銀含有量増加は草案には記されていない。この事実は草案がこれ以前に起草された可能性を示している。この改鑄では一円銀は貿易銀と名称を改められ、銀の含有量は四一六グラム（二六・九五七グラム）から四二〇グラム（二七・二一六グラム）に増加した。この改鑄の意図は清などの諸外国で貿易銀の流通を促進することにあつた。しかしながら詳細は省くが、結果的には貿易銀は十分に流通せず、政府は明治一年（一八七八）一月に旧一円銀に戻すことを決定する。⁽²⁷⁾なおこの改正を主導したのも大隈重信であつた。

第二に草案では一円銀が貨幣表から排除されていることは注目される。申書や、後述の通用制限・造幣規則部分の主張とも一致しており、草案の主張が一貫していることを示している。もし岡田の述べるように付表のみが別の時期に作成されたと仮定すれば、この一貫性を説明することは困難といわざるをえない。

一円銀は前述したように金本位制においては例外的な貨幣であり、一円銀を排することは厳密な金本位制の採用のためには決定的に重要であつた。一円銀を含みながらも、新貨条例の貨幣体系が金本位制と呼ばれるのは、次のような通用制限が存在したからに過ぎない。

新貨条例内の通用制限では「各開港場貿易便利ノ為メ、当分ノ内中外人民ノ望ニ応ジ、一円ノ銀貨ヲ鑄造」することが定められ、「此一円銀ハ、全ク各開港場輸出入物品、其他外国人ヨリ納ムル諸税、及日本人外国人ト通商ノ取引ニ用フルノミニシテ、内地ノ諸税納方等公ナ

ル払方ニ用フベカラザルハ勿論、其他一般ノ通用ヲ得サルベシ」として一円銀の通用範囲を開港場に限定した。

しかし草案では新貨条例とは大幅に異なる興味深い主張が展開されている。基本的には新貨条例を踏襲している草案において、通用制限はかなりの部分が新貨条例と異なっている例外的な箇所である。やや長くなるが重要なので全文引用すると次のようになる（□部分は欠損）。

新貨幣通用制限

本位金貨幣（即二十円十円五円二円一円）の中、一円金を以て原貨と定め、各種とも何れの払方にも之を用ひ、其高に制限あることなし。

本位とハ、貨幣の主本にして、他の準拠となるものなり。故に通用の際に制限を立るを要せず。尤も一円金を以て、本位中の原貨と定めるとは、就中一円金を以て、本位の基本を定め、他の四種の金貨も、都て標準を一円金に取ればなり。

補助の銀貨幣即五十銭二十銭十銭五銭は、都て本位たる金貨の分數□補助するの貨品にして、其一種（五十銭にても二拾銭にても一種なり其他推て知るべし）又ハ數種（五拾銭と拾銭拾銭と五銭の如く補助銀貨を一所に□□□て）を併せ用ふるとも、一口の払方に十円の高を限るべし。

銅貨即二銭一銭半銭一厘も、銀貨と同じく補助の貨幣たれば、都て一口の払方に一円の高を限り用ゆべし。

□を以て貨幣の原本とし、銀銅を以て補助貨となせる所以の理は、金と銀にハ各自の価ありて一定せず、金礦新に発けば金価下り、銀山盛なれば銀貨下る。其時の形状に由て高下し、始終一定不変

なる事なし。故に貨幣の原本に金銀二様を用ひし国にてハ、時価の変遷に随ひ同一原本の間、互に差違を起し、政府にて定めし比較の如くならず、大ニ国家の損害を醸せし□□屢実験せし所なり。故に今金を以て貨幣之原本とし、銀は唯其分数を補助するの貨幣とし、制限を設けて其不都合を避しなり。銅の如きは其高低最甚しきを以て、殊更ニ制限の高を少なくせり。

通用制限ハ上に述候如く、元來貨幣に原本と補助との別ある所以の理に基づきて制定せしものなれば、今取引の節、右の制限に照準しもしこれに越れハ、誰にても請取渡を拒之道理あるべし。されども相互の取引に付、便宜のため対談を以て請取渡いたすは、全く双方の都合に従ふ筈なれば、右制限に拘わらず、勝手次第交通いたし不苦候事。

大蔵省

草案の通用制限には一円銀の規定はなく、新貨条例に対し草案では一円銀の存在は想定されていなかったのである。この通用制限から看取される造幣寮の主張の骨子は以下の通りである。金と銀はそれぞれ独自の価格を持ち、これらは常に変動している。従つて金銀複本位制を採用している国では、金銀比価の変動が生じると、金の本位貨幣と銀の本位貨幣との価値が異なってしまう。政府の公定した金銀比価と市場の金銀比価に差異が生じると、国家に甚大な損害を与えることは頻繁に経験してきた通りである。従つて新貨条例では金本位制を採用し、銀貨は補助貨幣としているのである。そのため銀貨一般には一回の支払いにおいて一〇円を超えて使用することを禁じる通用制限を定めている。銅貨に至つてはその価格変動が極端であるがゆえに、さらに通用制限を厳しく定め、一時の支払いで使用可能な金額は一円に限

定している。この部分は金本位制を厳密に志向する草案の意図を示すと同時に、金本位制採用志向の理由が金銀銅の比価の変動にあることを示すという点で重要な意味を持っている。

最後に造幣規則について検討しよう。ここでも新貨条例では金貨あるいは一円銀による外国人への改鑄後の貨幣支払いを規定していたのに対し、草案では「本位金貨」のみによる支払いを規定している。他方銀貨の受入に関しては、例外的に定められているに過ぎず、造幣寮の都合次第で受け入れるとしている。また金貨鑄造費用に関しては新貨条例より多数の具体的数字が存在するにもかかわらず、銀貨鑄造費用についての規定が草案では削除されている。こうした変更からも草案が銀貨受取・改鑄をあまり想定せず、金貨によつてのみ外国人への支払いを行う厳格な金本位制を採用しようとする意図を看取できる。

草案の規定は全体的に長文化し、厳密に貨幣受取の手続きを定めている。例えば造幣規則第五条と草案の造幣規則第四条を掲げると以下のようになる。

造幣規則第五条

品位并価格とも詳細ならざる金或は銀地金并外国金銀貨幣ハ、假に受取置試験熔解の上分析して其品位と価格とを明にし、造幣的当の品ならば之を受取るべし

草案内造幣規則第四条

造幣頭には金地金を一度貨幣材ニ受取之後は、必らず其可払う高を鑄造すべき事。政府へ対し責任を担当するなれば、外国金貨幣たりとも、品位詳明の地金たりとも、之を試験溶解之上、然られば請取らざるの権を有す。尤も造幣既に於て其地金或ハ貨幣之質を満足するときは、小片を切取り、試験をして請取事にあるべし。

且又其他或ハ金貨幣に的当せざる時は之を戻す之権あり。

貨幣不的当ハ 銀混合九百九十位已下

銅混合九百已下

右位の上二出る地金も、雜物ありて剛脆なもの、其他都て貨幣鑄造二付、適宜ならざる物は之を戻すなり

このように条文の精緻化が見られるのである。内容上重視すべきは外国貨幣や品位が明らかな地金に対しても、造幣寮が溶解した上で、造幣寮に受け取らない権利があることを明示的に指摘していることである。これは申書の新貨幣改正案と内容的に一致している。

なお造幣規則内には造幣寮の休日が定められているが、草案の休日は特徴的である。年末の休日について新貨幣例は二月二十八日・三日となつてゐるが、草案では二月二十九日・三十一日とされている。この原因は新貨幣例では旧暦で休日を設定し、草案では新暦で休日を設定していることにあると解釈される。²⁸この事實は草案が新暦採用後、すなわち、明治六年（一八七三）以降に作成されたことを示している。なお一二月三十一日が法令上祝日となるのは明治八年（一八七六）一月の第九四号布告を待たなければならぬ。²⁹

他方、明治七年（一八七四）二月一七日には造幣規則の改正が布告され毎年九月一日から一月一五日まで地金の受取中止が定められた。³⁰さらに翌明治八年（一八七六）四月二〇日に造幣規則は大幅に改正され、毎年六月一六日から八月一五日まで受取中止と定められ、明治六年（一八八三）の変更までこの規定は継続した。³²こうした地金受入の中止期間についての造幣規則改正には草案では何の言及もなく、草案の作成が明治七年（一八七四）二月一七日以降であることを示唆している。

以上草案の内容を検討してきた。草案は外国人からの貨幣・地金受取の規定を精緻化すると同時に、新貨幣体系の理念を前面に打ち出したものであった。その中でも貨幣史上特記されることは厳格な金本位制の採用を主張した点である。金銀比価の変動によって生じる国家の損害を警戒した造幣寮は、一円銀の廃止と厳格な金本位制の採用を主張したのである。

最後に内容面からの作成時期推定を整理しておこう。付表の銀含有量から明治五年（一八七二）十一月一四日以降であり、太陽暦による祝日の採用から明治六年（一八七三）以降と推定される。他方貨幣条例以前に作成されたため明治八年（一八七五）六月二五日以前であり、付表の銀含有量から明治八年（一八七五）二月二十八日以前であり、地金受入期間に関する造幣規則の改正によって明治七年（一八七四）二月一七日以前であると推定される。以上を整理すると、太陽暦が採用された明治六年（一八七三）頃から、地金受入期間に関する造幣規則の改正が行われた明治七年（一八七四）二月一七日までに、草案は作成された蓋然性が高い。この内容面からの推定は、前述の関連史料からの明治六年（一八七三）五月頃という推定と矛盾しない。

四．金本位制への志向とその挫折

本節では草案後の経緯と草案の意義について論じることとしたい。草案は結果的には大蔵省内で封印されたことになったが、まずその原因を検討しておこう。

まず当時の政治的状況を確認する。明治六年（一八七三）は大蔵省内の政治力学が大きく変化した時期である。財政政策に対する不満

表5 明治初期金銀比価推移

年次	ロンドン相場 (ペンス・平均)	金銀比価
明治元年	60.5	15.59
明治2年	60.4375	15.60
明治3年	60.5625	15.57
明治4年	60.5	15.57
明治5年	60.3125	15.63
明治6年	59.25	15.92
明治7年	58.3125	16.17
明治8年	56.875	16.59
明治9年	52.75	17.88
明治10年	54.8125	17.22
明治11年	52.5625	17.94
明治12年	51.25	18.40
明治13年	52.25	18.05
明治14年	51.9375	18.16
明治15年	51.9375	18.19

〔出所〕前掲『図録日本の貨幣7
近代幣制の成立』、205頁

や尾去沢銅山事件などによって井上馨は洪澤榮一と共に五月三日頃に辞表を提出し、同一四日に承認される⁽³³⁾。井上の辞任を受けて、大隈重信は大蔵省事務総裁に任じられ(同日)た一方、この頃井上派であった造幣権頭益田孝は大隈に強く引きとめられたものの同様に大蔵省を辞する(同一七日)⁽³⁴⁾。

草案は井上派の益田によるものであり、当の益田自身が辞職してしまつたのであるから、政局的に実現が困難であつたことは推察される。草案はこのような複雑な政局の中で提出されたのである。

さらに周知のように同年九月には岩倉使節団が帰国し、翌一〇月には征韓論を契機に明治六年政変が発生するなど、政府中枢の政局の混乱も生じたため、幣制改革の余裕が失われた可能性も指摘できる。

もう一つ廃案となつた理由として大隈重信が草案の改正に慎重であつたことが想定されうる。前述のように申書には一円銀廃止の建議については大隈の判断が仰がれたことが記されており、ここで大隈

が同意しなければ実現することはなかつただろう。

先行研究では大隈が海外での一円銀の流通を強く推進していたことが既に知られている。大隈は貿易銀行による銀貨の銀含有量の増量に加え、上海に円銀交換所を設立する計画をたて、海外で積極的に貿易銀の流通を図っていたのである⁽³⁵⁾。こうした目的のためにも銀貨による支払いへの変更は有効であつた。大隈が海外での日本貨幣の流通を明治六年(一八七三)五・六月頃にも目指していたとすれば、一円銀の廃止は首肯しがたい建議であつたはずであり、造幣寮の提案は大隈が進展させなかつた可能性があるろう。

事実大隈は同年一二月一九日に出された第四一二号布告⁽³⁶⁾によって造幣規則を改正する。その改正の要点は造幣規則第四条において、従来地金・外国貨幣を納入した外国人には金貨か一円銀を支払うこととされていた規則を、一円銀を支払うように改正したことにある。すなわち結果的には外国人への金貨の支払いを禁じたこととなる。草案では逆に銀貨の支払いを禁じており、この意味で両者の内容は対照的なものであつた。

この造幣規則改正は明治六年(一八七三)一月三〇日に大隈が太政官に改正を「至急」⁽³⁷⁾希望し、一二月四日には岩倉具視以下太政官が許可を下した。その後微修正を経て、一二月一九日には布告される⁽³⁸⁾。ちなみにこの二日前には郵便規則の改正が行われ、この頃に大蔵省管轄業務に関する重要法案の改正が行われていたことが推測できる。

金本位制から遠ざかる改正の背景には明治六年(一八七三)頃から国際的な金銀比価が急速に銀安に振れ始めたことがあつたと思われる⁽³⁹⁾(表五)。当時欧米では金本位制採用の潮流となり、銀安が進行していた一方、国内の洋銀相場は高止まりしていた(表六)。金銀比価が金

表6 明治初期の洋銀相場

(単位は銀匁)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平均
明治1年	44.46	44.84	43.94	43.20	38.34	40.62	41.94	45.00	47.82	47.16	49.38	52.26	44.88
明治2年	52.02	54.96	53.52	51.60	53.46	56.40	55.32	57.24	64.74	65.58	64.62	62.94	57.72
明治3年	62.82	61.32	61.38	64.38	63.42	63.18	62.64	61.68	60.02	60.84	60.30	60.42	61.98
明治4年	60.60	60.72	60.18	60.42	60.45	55.32	57.30	55.92	52.86	56.76	60.24	60.38	58.68
明治5年	61.14	62.22	62.74	60.06	58.62	57.96	58.68	60.06	61.68	62.88	63.42	63.96	60.08
明治6年	63.60	62.76	62.40	63.06	63.42	61.80	61.08	61.14	61.50	61.74	61.68	61.62	62.16
明治7年	61.92	61.89	61.92	62.52	62.52	62.82	62.40	62.64	62.34	62.04	62.22	62.22	62.28
明治8年	62.16	62.82	62.82	62.64	62.64	62.16	62.10	60.90	60.84	60.60	60.36	60.54	61.74
明治9年	60.96	61.38	60.12	60.30	59.94	59.76	59.22	57.18	56.88	58.62	58.80	58.86	59.34
明治10年	60.78	62.12	61.56	62.04	60.90	61.44	62.04	63.12	63.18	62.58	62.22	61.80	61.98

註1) 原史料は「紙幣整理始末」。明記はないが横浜相場と思われる。
〔出所〕山本有造『両から円へ』、ミネルヴァ書房、1994年、201頁

高銀安に振れた条件下では、外商が洋銀を持ち込み、造幣寮に金貨製造を依頼し、日本金貨と交換するだけで、政府は損失を被るようになる。「却テ當時（明治五年十月以降）引用者註）内外人民ノ銀地金ヲ輸入スルモノ多キニ、尚ホ金一銀一六ノ割合ニ比較シテ、金貨ヲ付与スヘキ規則タルニヨリ為メニ、政府ノ損失甚シキニ至ラントス、乃チ明治六年十二月十九日ノ令ヲ請フテ、造幣規則第四条ヲ改定シ一円銀ヲ付与スヘキコトナセリ」⁽⁴⁰⁾とあるように、改鑄に伴う政府の損失の抑制を図ったのである。當時の外国貨幣の持ち込みは洋銀や銀地金が多

かったから、銀貨あるいは銀地金を銀貨に改鑄するという形式を採用することによって、金貨鑄造に伴う政府への損失の発生を抑制することができると言える。

直接的に実現しなかった理由を記した史料が管見の限り確認できないため、状況証拠を傍証とする推察が中心であるが、以上のような理由が草案の実現を妨げていたと思われる。すなわち益田の辞任などの政局上の困難の存在に加え、大隈の考え方も一円銀廃止の構想とは整合的ではなかったと推察される。そしておそらく特に重要であったのは国際的な銀価下落に伴い金本位制の維持が困難となっていたことである。

その結果として草案は廃案となり、同明治六年（一八七三）年末には一円銀による外国人への支払いが定められ、翌年⁽⁴¹⁾一円銀鑄造が再開される（表四）。これは草案とは真逆の銀本位制への移行を準備する変化であり、ここに草案、すなわち、造幣寮の厳格な金本位制採用計画は挫折することとなった。岡田によれば金銀複本位制採用の端緒となる政策は明治八年（一八七五）二月の貿易銀の鑄造であるが、⁽⁴²⁾実際には一年以上前のこの造幣規則改正と一円銀鑄造再開がその端緒となる政策であったと言えよう。

最後に以上の実証に理論的考察を加えながら、草案の意義を論じよう。

本位制とは何を本位貨幣とするかによって定義される。本位貨幣と認められた貨幣は使用額などの制限なく無制限通用とされ、価値基準の単位となるのである。

太政官札などの不換紙幣が大量に存在した明治以降の幣制は、そもそも一般的に想定されるような兌換性を前提とした「本位制」とは言

い難い。地金の貨幣と不堪紙幣が混在して大量に流通する状況にあったことを念頭に置く必要がある。しかし兌換性は「本位制」の必要条件ではない。すなわち「金の自動調節」といった金本位制において当然想起されるメカニズムは本稿の対象となる時代において、それほど簡単に適用できるモデルではないことに留意しておきたい。さらにもう一つ留意しておきたいのは、本位貨幣以外の地金による貨幣の存在は、本位制と全く矛盾しないという点である。例えば金本位制国において、銀貨や銅貨の補助貨幣は理論上問題なく存在しうる。

金銀複本位制は金貨・銀貨を共に本位貨幣として無制限に流通させる制度である。この制度の最大の利点は本位制によって貨幣の信用を維持しながら、貨幣の流通量を相対的に大きくできることにある。本位制は「金の足枷」という言葉に象徴されるように、貨幣供給量が制約され、それは経済成長を制約し、時には世界恐慌までも引き起こしたとされている。

維新直後の日本では金貨あるいは銀貨のみを貨幣として使用することは不可能であった。実際に流通している金貨あるいは銀貨の流通を急遽中止させることは現実的ではない上、その中止は金貨あるいは銀貨という大量の流動性を失うことを意味するから、貨幣流通量には当然問題が生じる。従って金貨・銀貨の流通を認めることを前提に、金本位制・銀本位制・金銀複本位制を選択する余地があった。結果的に日本が選択したのは国際潮流に合わせた金本位制であったが、この金本位制では銀貨を補助貨幣として包含せざるを得なかった。

特に対外的には紙幣はほとんど利用されず、本位貨幣で対応する必要があった。対外関係は旧幕時代には幕府が鑄造する一分銀が基軸通貨であり、これに比べ新貨条例下では造幣寮の鑄造する一円金が基軸

通貨へと変更されたが、対外貨幣の流通量が不足していたという指摘が当時からなされていた⁴³。この状況で一円銀を採用すれば、不足していた対外貨幣を補う効果を期待することができた。通常通用制限は使用額を制限するものであるが、一円銀の場合は流通範囲を制限したというのが特徴であった。従って諸外国は一円銀をほとんど本位貨幣と同様に使用することができ、対外的には金銀複本位制を採用しているに近かったのである。

周知のように居留地貿易は外国人を居留地内に留める強力な非関税障壁の機能を持っていたから、開港場から国内流動性への連動が弱められ、結果的に対外的には金銀複本位制でありながら、国内は金本位制を採用しようとしていたのが、新貨条例下の金本位制であったと言うことができるだろう。

草案では金銀複本位制の問題点として、金銀比価の変化とそれによる国家の損害が挙げられていた。金銀複本位制はその制度上、必ず金銀の比価を公定しなければならない。そうでなければ両者を共に価値の基準とすることができないからである。金銀比価が変動すれば、理論上は当然相対的に安価な貨幣や地金が持ち込まれることになり、造幣寮では相対的に高価な貨幣を鑄造して支払わなければならない。こうした改鑄の過程で国家に損害を与えると草案では指摘されているのである。仮に市場価格に合わせて金銀比価を改訂しても、そのために必要な既存貨幣の改鑄や既存貨幣の価格の変更には大きな困難が伴う上、政府の政策と市場価格との間には必ずタイムラグが生じるため、こうした問題を完全に解決することはできない。

こうした問題に対し、造幣寮は厳格な金本位制を採用することで、改鑄に伴う損失を抑えようとした。実際、明治五年（一八七二）六月

頃から明治六年（一八七三）まで約一年半は実際に一円銀の鑄造は中断され、厳格な金本位制の採用に近づいていたのである。

草案が実際にどの程度の影響力を持ったか実証することは容易ではないが、本位制の決定過程において造幣寮のキンドルの影響力が小さくなかったことや、造幣寮を代表する意見である点、大蔵省内で実現の可能性を検討している点、そして現実に一円銀の鑄造停止が行われていることから見て、決して机上の空論ではなかったと推察される。

当該期の金本位制は、先行研究では金銀複本位制に近い金本位制と評価されてきたのであるが、実際には厳密な金本位制採用が造幣寮では目指され、大蔵省内でも検討されていたのである。草案はこうした金本位制の特徴とその背景となった貨幣思想を伝える貴重な史料である。厳格な金本位制の採用は明治六年（一八七三）の年末に、大隈が急遽造幣規則を改正することによって、挫折することになった。ここで外国人への支払い貨幣が一円銀に改められ、翌年から一円銀の鑄造も再開された。こうすることで、外商の安価な銀の持ち込みに対して、高価な金貨を支払うという、貨幣改鑄過程における政府の損失が抑制されたのである。

この背景には金銀比価の急速な変化、すなわち、銀安に伴う金貨鑄造の損失が拡大したことがあったと考えられる。余程の政策的配慮がない限り、こうした変化を抑制することは難しい。結果的にも、銀安の急激な進行の中で日本の本位制は金本位制から金銀複本位制、そして銀本位制へと推移していくことになる。結局日本が本格的な金本位制を採用するためには日清戦争の賠償金という膨大な原資と、貨幣制度調査会の⁴⁴も経済面からは妥当とは言えない政治的判断を必要としたのである。

おわりに

以上、本稿では草案の分析を通じて、新貨条例における金本位制の特質とその挫折を分析してきた。

草案については本稿で内容・性格の両面を検討し、また関連史料を見出すことによって、その史料の位置が特定された。端的にいえば造幣寮が明治六年（一八七三）五月頃に作成し大蔵省に提出した新貨条例の改正案であったのである。

この草案はこの頃の金本位制に対する見解を知ることができるという点で、極めて興味深いものであった。通説では見逃されていた厳密な金本位志向の構想が草案の分析を通じて発見されたのである。こうした構想は金銀比価が銀安になれば実現されていた可能性もあつたが、明治六年（一八七三）末までには、金銀比価の変動などによって現実味を失っていった。このような明治初期金本位制挫折の画期を本稿では見出したのである。

本稿では本位制と密接に関連するとみられる正貨を取り巻く国際環境やその海外流出、また新貨条例前後の本位制の変遷について十分に分析を加える余裕がなかったので、今後別稿で分析を加えることとしたい。

註

(1) 日本銀行調査局編、東洋経済新報社、一八七三年、一七九頁。

(2) 前掲『図録日本の貨幣七 近代幣制の成立』、二〇一―二〇三頁。

- (3) 岡田俊平『明治前期の正貨政策』、東洋経済新報社、一九五八年、五三頁。
- (4) 岡田俊平『明治期通貨論争史研究』、千倉書房、一九七五年、第六章参照。
- (5) 本稿の年代表記は明治五年(一八七二)以前は旧暦、明治六年(一八七三)以降は新暦に基づく。
- (6) 丹羽邦男『地租改正の起源』、一九九五年、第一章。
- (7) 「長崎ニ於テ銅錢鑄造一件」(JACAR:B一三〇九〇六五六八〇〇、続通信全覽・類輯之部・貨財門・一〇九〇、外務省外交史料館所蔵)。
- (8) 詳細な経緯については大蔵省造幣局編『造幣局百年史 史料編』、一九七四年、九一―一四頁を参照されたい。
- (9) 前掲『図録日本の貨幣七 近代幣制の成立』、一六八―一七二頁。
- (10) 内閣記録局編『法規分類大全』、第一編第五編貨幣一、一八九〇年、一〇五頁。
- (11) 『貨政考要 上』(大蔵省編『明治前期財政経済史料集成』、第一三卷、明治文献資料刊行会、一九六四年に所収)、六一頁。
- (12) 前掲『貨政考要 上』、六四―六五頁。
- (13) なお「一円銀」は「貿易銀」と呼ばれる場合もあるが、本稿ではこの表現を用いない。理由は明治八年(一八七五)から明治一年(一八七八)まで鑄造された銀含有量を増した銀貨が狭義の「貿易銀」と呼ばれるからである。広義の「貿易銀」は「一円銀」全てを含むが、本稿では煩雑になるため、狭義の「貿易銀」のことを「貿易銀」と記すこととする。
- (14) 岡田俊平「大隈文書 解題(七)——明治期貨幣制度改革関係史料——」『早稲田大学史紀要』、一一卷、六一頁。ただし本記述は簡略な解題であり、岡田によって草案が十分に分析されているとは言い難い。
- (15) 例えば草案と新貨条例の前文を比べると、全体がひらがなからカタカナに変わり、送り仮名にも修正が見られる。文面については以下などの表記のゆれが確認できる。「異にして」(草案)と「異ニテ」(新貨条例)、「実ニ天下一般の」(草案)と「実ニコレ天下一般ノ」(新貨条例)、「大坂」(草案)と「大阪」(新貨条例)。草案の写し間違いである可能性が高いだろう。以下では表記のゆれについては、詳細に論じると煩雑になるため扱わず、内容的な変化に注目する。
- (16) 前掲『法規分類大全』、一一二―一一五頁。
- (17) 『法令全書 明治六年』、五八七―六四四頁。
- (18) 『法令全書 明治五年』、七三二―七五二頁。
- (19) 『法令全書 明治八年』、一一九―一四九頁。
- (20) 「新貨条例改版伺」、『公文録』、第百八十六卷・明治八年四月・大蔵省伺(一)
- (21) 大隈文書B〇〇三〇・〇〇〇二。
- (22) 前掲『法規分類大全』、一三九頁。
- (23) 「貨幣鑄造ニ関スル建議書」、大隈文書A一七四八。大蔵省野紙に記されたこの史料は、差出・宛所・作成年代が不明である。しかし内容は事実と整合性があり、信頼に足る史料であると考えている。なお内容から推察すると、明治八年(一八七五)後半頃に造幣に詳しい人物が作成した可能性が高い。

- (24) 『貨政考要 法令編』(大蔵省編『明治前期財政経済史料集成』、第一四卷、明治文献資料刊行会、一九六四年に所収)、六六一―六七頁。
- (25) 「貨幣量目増之儀伺」『公文録』・明治五年・第三十二卷・壬申十月・大蔵省伺(二)。
- (26) 『法令全書 明治八年』、六五―六六頁。
- (27) 前掲『図録日本の貨幣七 近代幣制の成立』、一九三―一九六頁。
- (28) なお草案のみ一二月二五日が祝日とされているのも特徴的である。造幣寮内には外国人が多かったため、クリスマスも祝日とすることを求めていたのであろう。
- (29) 前掲『貨政考要 法令編』、九四頁。ただしこれは法令上の規定の変更であり、実際の運用上では既に一二月三日は祝日とされていたと推定される。
- (30) 前掲『貨政考要 法令編』、七一―七二頁。なおこれ以前の地金受入中止は予定されていたものではなく、機械破損などの当座の必要に応じて行われたものであったと思われる。
- (31) 前掲『貨政考要 法令編』、九二―九四頁。
- (32) 前掲『貨政考要 法令編』、一二三―一二五頁。
- (33) この経緯については井上馨侯伝記編纂会編『世外井上公伝』、内外書籍、一九三三年、五三九―五七〇頁を参照。
- (34) 長井実『自叙益田孝翁傳』、一九三九年、一五五―一五六及び一六一頁。この前後の記述を見る限りでは、大隈と益田はこれが初対面であった可能性があり、二人の仲は決して悪くなかったようにみえる。
- (35) 前掲岡田『明治前期の正貨政策』、特に第七章。
- (36) 『法令全書 明治六年』、六四四頁。
- (37) この文言はこの改正が当初から計画されていたものではなく、国際的な銀貨の下落や洋銀相場の高騰という外生的要因によって行われたことをうかがわせる。
- (38) 「新貨条例改正伺」『公文録』、明治六年・第五百五十四卷・明治六年十二月・大蔵省伺(五)。大隈文書A一七三八も参照。
- (39) 既に岡田によって貿易銀の鑄造の理由の一つに国際的な銀安に伴う金貨流出抑制があったことが指摘されている(前掲岡田『明治前期の正貨政策』、六四―六七頁)。この改正は貿易銀鑄造の一年以上前のことであるが、既に銀貨の下落傾向が生じており、本稿ではこの政策が金銀複本位制採用へ進む重要な画期であると考えている。
- (40) 前掲「貨幣鑄造ニ関スル建議書」。
- (41) 前掲「貨幣鑄造ニ関スル建議書」では、三月二〇日以降発行を再開したとされている。
- (42) 前掲岡田『明治期通貨論争史研究』、一一二―一一三頁。
- (43) 「貿易銀貨量目増再上甲并模様替等ノ儀伺」『公文録』、明治七年・第一百十卷・明治七年六月・大蔵省伺(二)。
- (44) 杉山伸也『明治日本の貿易環境 —— 「貨幣制度調査会報告」を読む —— 』『三田商学研究』、第四八巻五号、二〇〇五年。
- 〔附記〕本稿は平成二五年度夏学期「明治期社会経済史演習」(担当教員・鈴木淳)での発表を元に行っている。参加者各位にお礼申し上げます。